

EU インスティテュート関西
2010 年度インターンシップ助成 募集要項
欧州経済社会評議会 (European Economic and Social Committee) 以外の機関

1. 趣旨

神戸大学、関西学院大学、大阪大学の 3 大学のコンソーシアム「EU インスティテュート関西」(以下、「EUIJ 関西」という)は、EU 関連機関でのインターンシップを目的に EU 加盟国へ渡航する参加 3 大学の学部学生・大学院生あるいはポスドク (PD) に助成金を支給する。

2. インターンシップ先、期間

インターンシップ先の機関：欧州委員会、欧州議会など EU を構成する諸機関を優先し、その他として、EU と密接な関わりを持ちながら活動をする NGO、企業なども含む(無給のものに限る)。応募者自身が、研修を希望する機関についての調査を行い、当該機関に応募し、採用されていることが条件である。別紙 1 のリストを参照のこと。なお、欧州経済社会評議会 (EESC) にインターンシップを希望する者は、本募集要項ではなく、「EU インスティテュート関西 欧州経済社会評議会 (European Economic and Social Committee) 2010 年度インターンシップ助成 募集要項」を参照のこと。

インターンシップ期間：原則、1 ヶ月間以上。合格通知のあった日以降に始まり、**2011 年 3 月 20 日**以前に終了すること。原則として、応募はインターンシップ開始 2 ヶ月前の事前申請とする。

3. 応募資格

神戸大学、関西学院大学、大阪大学の学部学生・大学院生、ならびに 3 大学出身のポスドク (PD) (注 1) で EU 研究を行う者、原則として、日本国籍を有する者に限る (注 2)。ただし、学部学生・大学院博士課程前期課程学生の応募は、EU 研究修了証プログラムへの登録者に限る。また、EUIJ 関西研究調査旅行助成または EUIJ 関西インターンシップ助成を既に受けたことがある者は応募できない。

(注 1) ポスドク (PD) とは、応募時において、下記①②の条件のいずれかを満たす者を指す。

①博士の学位を取得している者で、常勤の職についていない者。

②大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得の上退学した者で、博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると認められ、常勤の職についていない者。

(注 2)

①留学生は応募資格がない。

②日本で生まれた特別永住資格を持つ学生の応募については例外として認める。

4. 助成金の交付

合格通知のあった日以降から 2011 年 3 月 20 日までに実施されるインターンシップに対し、決定後に該当する助成金を一括して支給する。

5. 採用人数及び助成金の金額

採用人数：若干名

支給額：渡航費、滞在費（支給額は別紙 2 に従い決定する）などを使途として、上限を 5,000 ユーロ（1 ユーロ=120 円として、約 60 万円）とする。

*奨学金はユーロでの算定となるので、日本円での受取額は為替レートにより変動する。

6. 選考

(1) 選考方法

応募書類をもとに EUIJ 関西奨学金サブ・グループが審査し、同グループの推薦に基づき、EUIJ 関西運営部が合格者を決定する。

(2) 選考結果

選考結果については、応募時点から原則として 3 週間以内に所属大学の EUIJ 関西事務局を通じて通知を予定している。

7. 提出書類

(1) 申請書（Application Form 1 による、英語） 1 通

(2) 履歴書（書式自由、英語、A4 で作成。記述事項は「CV sample.」を参照） 1 通

(3) インターンシップ研修計画書（書式自由） 日本語と英語で各 1 通

日本語は A4 で 3 枚程度、英文はダブルスペース 6 枚程度。以下の事項を必ず記述すること。

- i) 当該機関で研修を希望する理由
- ii) 現在までの EU 研究状況・活動経歴
- iii) 研修旅程
- iv) 研修先からの受入証明（Eメールのやり取りのコピー等でもよい）

(4) 英語と他の EU 公用語の習得状況について、公的な証明書（証明がない場合には、指導教員による具体的な説明書） 1 式（書式自由）

(5) 指導教員の推薦書（自署のもの）

8. 提出書類の提出方法等

応募者は、提出書類を所属大学の EUIJ 関西事務局（「13. 問い合わせ先」を参照）に提出する。なお、提出された書類は一切返却しないので、あらかじめ自分で保管用のコピーをとっておくこと。

9. 研修の条件

選考合格後、合格者には次の各号の条件が課せられる。

- (1) インターンシップの全期間について保証される保険に加入すること。保険料は合格者の負担とする。
- (2) インターンシップ派遣先での勤務を誠実に遂行し、職務内容などについての守秘義務を遵守すること。派遣先及び EUIJ 関西の了承を得ずにインターンシップ活動を私的な都合で中断した場合、または、不誠実な勤務態度により派遣先の業務に支障や損害を与えた場合には、奨学金の返還を求められることがある。

10. 研修終了後の提出書類

(1) 研修報告書 1通

研修報告書（研修成果について具体的に記述）を、英語（日本語は不可）で提出。分量は、A4 ダブルスペースで 10 枚程度。ワードプロセッサなどで作成のこと。提出された研修報告書は、EUIJ 関西のウェブページ上で公開される予定である。研修報告書は、帰国後速やかに提出することが望ましい。

- (2) 航空券の領収書と半券、ならびに、支出報告書（領収書一式を含む）。

11. 研修終了後の義務

研修終了後、研修者には次の各号の義務が課せられる。

- (1) 本奨学金によって得られた成果に基づいて論文を刊行する場合には、本奨学金による助成を得たことを明記すること。
- (2) 応募の時点で学部学生・大学院博士課程前期課程学生であった場合には、EU 研究修了証プログラムを修了すること。修了しない場合には、奨学金の返還を求められることがある。

12. インターンシップ助成支給の停止、打ち切り、返納

次のいずれかに該当する場合、助成金の支給を停止し、または既に支給した助成金の全部もしくは一部を返納させることがある。

- (1) 虚偽の申請等不正な手段によって助成金の支給を受けたことが判明した場合
- (2) 応募資格に該当しなくなった場合
- (3) 退学等によりこの要領に定める助成受給者としての資格を失った場合
- (4) 所属大学において懲戒処分等、インターンシップ遂行に不適切な処分を受けた場合
- (5) インターンシップ報告書を帰国後速やかに提出しなかった場合
- (6) インターンシップ報告書の内容が杜撰で、計画書で記述した目的および内容を果たしていないと EUIJ 関西が判断した場合
- (7) 助成金をインターンシップ以外の目的に使用した場合

13. 問い合わせ先、応募書類提出先（所属大学にある事務局を利用すること）

(1) EU インスティテュート関西事務局

〒657-8501 神戸市灘区六甲台町 2-1

神戸大学六甲台キャンパス フロンティア館 6 階

TEL: 078-803-7221 FAX: 078-803-7223

E-mail: euij-k@org.kobe-u.ac.jp

(2) EUIJ 関西事務局 関西学院大学分室

〒662-8501 西宮市上ヶ原一番町 1-155

関西学院大学産業研究所内

TEL: 0798-54-6127 FAX: 0798-54-6029

E-mail: euij-kansai@kwansei.ac.jp

(3) EUIJ 関西事務局 大阪大学分室

〒560-0043 豊中市待兼山町 1-31

大阪大学大学院国際公共政策研究科内

TEL: 06-6850-5641 FAX: 06-6850-5641

E-mail: euij@osipp.osaka-u.ac.jp

別紙 1 : インターンシップ対象機関 (例)

① EU の公式機関 (欧州委員会、欧州議会など)

【例】 European Commission

The Council of the European Union

Court of Justice

European Parliament

Committee of the Regions

The European Ombudsman

Joint Research Center (JRC)

European Data Protection Supervisor など

各機関が実施しているインターンシップ(トレイニーシップ)については、各機関の公式ウェブサイトを確認してください。以下の EUIJ 関西ウェブサイトでも紹介しています。

【奨学金・インターンシップ】

http://euij-kansai.jp/scholarship_etraineeshipl

② 欧州レベルの政府、政党、経済・社会団体

③ 欧州レベルの NGO、報道機関、企業などで、業務上 EU との関わりが密接で、公共性が高いと認められるもの

④ 在欧州の日本政府機関、NGO、報道機関、企業などで、業務上 EU との関わりが密接で、公共性の高いもの

⑤ EU 加盟国に所在する国際機関 (EU の研究に関連したインターンシップのみ応募受付)

【例】 Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD)

(注) EU 加盟国以外 (スイスなど) に所在する国際機関へのインターンシップは不可とする。

別紙 2： インターンシップ助成額計算方法

総額の上限を 5,000 ユーロとし、目的地までの往復航空券とインターンシップ日数にもとづく日当宿泊費から算出される。(目的地内での移動に要する経費は含まない)

(1) 航空券：格安航空券（エコノミークラス・上限を 1,500 ユーロ）

(2) 日当宿泊費：現地到着日から現地出発日まで。ただし、現地出発日については日当宿泊費の 50%とする。

A 地域：120 ユーロ

特に指定する都市：パリなど

オーストリア、ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、フィンランド、ハンガリー、アイルランド、ラトヴィア、リトアニア、オランダ、ポーランド、ルーマニア、スウェーデン、英国

B 地域：100 ユーロ

キプロス、エストニア、フランス、ドイツ、ギリシャ、イタリア、ルクセンブルク、マルタ、ポルトガル、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン

上記以外の地域については、事務局にお問い合わせください。